

## 社会福祉法人無量壽会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人無量壽会の理事、監事及び評議員の報酬について、必要な事項を定める。

### (理事及び監事の報酬等)

第2条 理事の報酬は無報酬とする。監事は内部監査業務に従事する場合、1日当たり1,000円（源泉徴収前の金額）を報酬とする。

- 2 監事への報酬の支給方法は、内部監査出席時の都度、現金で支給する。
- 3 理事及び監事には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

### (評議員の報酬等)

第3条 評議員の報酬は無報酬とする。

- 2 評議員には、別に定める通り、費用を弁償することができる。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

### (附則)

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

この規程は、2021年12月1日から施行する。